

平成27年3月 定例会議

平成26年度

第12回 みどり市 定例教育委員会会議録

平成27年3月13日

みどり市教育委員会

平成26年度 第12回 みどり市定例教育委員会会議録

- ・招集日時 : 平成27年3月13日(金) 午後3時30分から
- ・招集場所 : みどり市役所教育庁舎3階第2会議室
- ・出席委員 : 1番委員 丹羽 千津子
2番委員 松崎 靖
3番委員 山同 善子
4番委員 金子 祐次郎
5番委員 石井 逸雄
- ・説明のため出席した者 : 教育部長 松井 篤
教育総務課長 田村 栄助
学校教育課長 保志 守
学校計画課課長 小林 幹児
社会教育課長 小池 秀樹
文化財課長 石原 亨夫
富弘美術館事務長 高山 進
- ・事務事業評価委員 林 剛史
- ・本委員会書記 : 教育総務課総務係 根岸 美佳
- ・事務局職員出席者 : 教育総務課総務係 石井 宣行

議事日程

- ・日程第1 : 会議録署名委員の指名
- ・日程第2 : 会期の決定
- ・日程第3 : 教育長報告について
- ・日程第4 : 議案第46号 平成26年度みどり市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費の支給認定に関し議決を求めることについて
- ・日程第5 : 議案第47号 平成26年度末県費負担教職員の管理職人事の内申について

- ・日程第6 : 議案第48号 議会の議決を経るべき議案の原案について（平成26年度一般会計予算（補正第6号））
- ・日程第7 : 議案第49号 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について
- ・日程第8 : 議案第50号 地方教育行政に組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について
- ・日程第9 : 議案第51号 平成26年度みどり市教育委員会表彰候補者の決定について
- ・日程第10 : 報告第1号 市長の権限に属する事務の補助執行に関する回答について
- ・追加日程第1 : 報告第2号 みどり市教育に関する事務の点検及び評価の実施に関する要綱の一部を改正する告示について
- ・追加日程第2 : 報告第3号 みどり市教育委員会の公印に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

・開会：午後2時40分

（委員長） ただいまから平成26年度第12回みどり市定例教育委員会会議を開会いたします。

・日程第1 **会議録署名委員の指名**

（委員長） 日程第1、会議録の署名委員の指名をさせていただきます。これにつきましては、席番4番の金子祐次郎委員にお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

・日程第2 **会期の決定**

（委員長） 日程第2の会期の決定ですけれども、平成27年3月13日（金）本日1日ということで、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

(委員長) 異議なしの声がありましたので、本日１日と決定させていただきます。

・日程第３ 教育長報告について

(委員長) 日程第３、教育長報告について、石井教育長からお願いいたします。

(教育長にて日程に沿って説明)

(委員長) ご質疑がないようでしたら、日程第３、教育長報告は以上で終了いたします。

・日程第４ 議案第４６号 平成２６年度みどり市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費の支給認定に関し議決を求めることについて

(委員長) 日程第４、議案第４６号 平成２６年度みどり市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費の支給認定に関し議決を求めることについて、を上程いたします。この議案は、秘密会議とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(委員長) 異議なしの声がありましたので、本案を秘密会議といたします。

——— 審 議 (秘密会議により未記載) ———

・日程第５ 議案第４７号 平成２６年度末県費負担教職員の管理職人事の内申について

(委員長) 日程第５、議案第４７号 平成２６年度末県費負担教職員の管理職人事の内申について、を上程いたします。この議案は、秘密会議とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(委員長) 異議なしの声がありましたので、本案を秘密会議といたします。担当の方以外は退室をお願いいたします。

・休憩：午後３時１０分

・開会：午後３時２０分

（委員長） 本会議ではありますが、林先生にご同席いただいていますので、日程第６の前に日程第７の議案第４９号の教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について、ご意見等を出していただきたいと思います。石井教育総務課長補佐より内容説明をお願いいたします。

（石井教育総務課長補佐にて内容説明）

（委員長） 林先生の評価していただいた意見を見ますと分かりやすく、今後私たちは何をしたら良いのだろう、というところまで何となく示してくれるような内容になっていて、とても有りがたいなと私は感じたのですけれども、ただ文章の表に出ているだけでは、もしかしたら分からないものもあるかもしれませんので、皆さんはお読みになったうえで先生にお聞きになりたいこととかありましたらお願いいたします。

（林事務事業評価委員） 改めまして、事務事業評価委員をさせていただきます、林でございます。本日はこのような機会を誠にありがとうございます。昨年度に引き続きまして、今年度も意見を提出させていただきました。評価委員ということで意見を書かせていただきましたが、いただいたペーパーの中だけでは、私自身も予知できないことや実際にお会いしてお話を伺う中で、より良い中身である意見になるのではないかと考えているところ、ちょうどタイミングが合ったものですから、このような機会をいただいた次第です。改めて感謝申し上げたいと思います。一方的な意見の提出だけでは、私も事務事業評価委員として、十分な責任を果たせていないのではないかと常々思っているところです。また、いただいたペーパーからは、分からない部分も含めて、ひょっとしたら私が事前に提出させていただいた意見

や新たな発見も私の方でもあると思いますので、よろしくお願いします。

(松崎委員) 林先生のコメントの中で、教育委員会議の開催の在り方についてという在り方というのは、根本的に我々が議案を可決していく中で、時間ベースで教育委員会の審議が何に注力されて来たかが分かるようにすることが、必要だと思います。これが、自分自身でもそういうものに我々が選ばれて、教育の行政に関わるに当たって意見を述べるとか、そういうものの部分というのは、全体の議案の中である程度限られているというか、ほとんどのものが審議して可決して、という段取りを組まなくてはならないというのはある中で、ここは議論してみどり市の教育はこうあるべきだよ、みたいな、そこの部分の審議がそういう意味では、毎回全員協議会でやっている委員の意見みたいな、あの部分で結構重要なのではないかなと。それがみどり市の教育行政のヒントになるのではないかなという気がしているのですけれども。そんな部分をみどり市としては、やっていったら良いのではないかなと林さんの意見を読みながら、そうさそうだと感じて受け止めたのですけれども。

(林事務事業評価委員) 静岡県の教育委員会の定例会の持ち方です。ご紹介させていただきますと月に2回行っています。案件が非常に多いですね。案件と説明時間、協議時間とすべて細かく時間割を作って案件を作っています。全体の時間が決まっているので、その中の配分をどう考えていくのか、というスタイルで最初に案件を作るのですが、大体審議が延びます。2時間の会議が大体4時間、2時から始まって6時くらいまで掛かることもあります。中身のある議論をしていただくことは、とても大事ですし、時間を掛けていただくことは、必要な部分というのは、あるのかなと思います。どこにウエイトを掛けて議論したかというのは記録として残しておくことが大事なのかなと思った次第です。

(委員長) 事務局がきちっとした資料を作って、私たちに渡してくれますので、特に人事案件等は、この人はやめましょうということは恐らくありませんよ

ね。

(林事務事業評価委員) 委員の方々への資料の送付は、どのくらいの時間を取っていますか。

(教育総務課長補佐) 基本的には、1週間前には手元に届くように努力はしています。

ただ、どうしてもそれが叶わないときには、ご連絡させていただいて市内でするので、直接お届けに上がるということもございます。

(林事務事業評価委員) 事前に渡していただいているということで、大変ありがたいことだなと思います。案件によっては、直前まで調整が必要なものがあって、大部分については事前にお送りしておいて、この案件だけ直前になります、というのはあると思うのですが、やはり余裕を持って資料に目をとおしていただくことが大事だなと思います。人事案件についてですが、静岡の例ですが、処分の上程をひっくり返されることもあって、停職処分を出したら免職にしろという話になったりとかしましたし、新しい制度においても教育長のリーダーシップは強くなるのですけれども、教育長のリーダーシップの淵源というのは、レイマンである皆さん合議体に力の淵源というのはあるわけですから、言い方は良くないかもしれませんが、いろいろ言ってもらっていいと、遠慮してもらわなくていいと思います。都道府県と指定都市との新任教育委員の方の研修会を国で行っているのですけれども、そこでも必ず最初に言いますけれども、自分の感覚で言ってください。それがレイマンコントロールの趣旨ですし、教育委員会制度の趣旨だと思います。そこはもう、更にものを言って良くなるわけですね。教育委員会の方々の思っていることを率直に言っていただいて良いのではないかなと思います。

(山同委員) 私は、保護者の立場で教育委員をやらせていただいているのですが、同じくらいの世代の方から、これってどうなのよとか聞かれたり、要望を受けたりすることがあるのですね。私は同じ世代の人たちとお話しをするときは、教育委員会とのパイプ役だということをお話しして、私も何でも

言ってください、というようなことでお話をするので、自分の言った要望がおおるとか、とおらないとか、そういうことではないと思うのですが、私の受け止め方として、その場でただ聞くというのは難しいですね。聞いたからといって、すべて民意だとは限らないわけなのですが、その辺の自分での情報の処理というか、整理があまり上手にできなくて、どんなふうに捉えたら良いのかなと思いますけど。

(林事務事業評価委員) 率直に言ってお聞きになったお話をご自身で感じられたこととお話ししていただいて良いと思います。それも含めて委員として任命されている趣旨なのですね。保護者の委員を入れるということになったのが、平成13年の改正でなりました。すべての教育委員会に置いて保護者代表という形で入っていただきますので、生の声を山同委員の観点から発言されるということも含めた任命だと。それは市長の責任において任命されたということで、それはご自身のご判断で発言していただいて良いと思います。

(委員長) 私だけか分からないのですが、常にこんなことをやっていていいのかしらというようなのが、いつも気持ちの中にありながら、あまり役に立っていないような、本当に必要なのかなと思いつながら何年もやっているのですが、何かすっきりする方向というのはないものなのかなといつも思います。

(林事務事業評価委員) 恐らくどこの教育委員の方も思っている、共有している悩みなのではないかなと思います。恐らくこの県内でも教育委員の研修会はありませんか。

(委員長) 昨年、高崎で全く任意の意見交換会がありました。

(林事務事業評価委員) 都道府県と指定都市は新任教育委員の皆さん着任後、1年未満の方々がお集まりいただいて研修会をしたときに、グループディスカッションを必ずするようにします。日頃、思われている問題意識等をそこで話していただくのですが、恐らく丹羽委員長、山同委員だけではな

く、それは隣の桐生市であるとか、前橋、高崎のそれぞれ教育委員の方々の共有している部分なので、あまりすつといくか分かりませんが、皆共有している問題意識だということは確かだと思います。遠慮はしないでもいいということ。言っていただいてもいいのです。できることはできるし、できないことはできない。そこまで含めて任命されているということだと思うのですね。

(委員長) 群馬県も研修会はありますが、講師の先生のお話を聞くような形で、教育委員同士で悩みを話し合うというような場面はないですね。

(松崎委員) やった方が良いでしょうね。そういうグループディスカッションみたいなものというのは、とても大事。我々は教員上がりの人が教育長以外いないので、そういう意味では、レイマンコントロールの趣旨に則っている意味では、本当にこれで良いのかなみたいなものは持っていて、そういう意味では県内の教育委員でグループディスカッションをしたら、現状こんな形でやっています、みたいな情報を共有する場というのは、あると良いと思いますよね。

(金子委員) 県レベルでは、今の市町村協議会それが唯一の組織ということで、これは必ず年に1回新任研修をやって、午後からは全体の講演会をやっているというのが実態なのですね。あとは、関東甲信越静という組織があって、それも年1回なのですけども、それぞれ持ち回りがあって、そこを会場にしているという流れになっています。確かに昨年、高崎市で、高崎市は群馬県の市町村の代表という形で声掛けがあり、任意で意見交換会のような形で、みどり市としても参加してきたのですね。結構半数まではいかないですけども、10市町村くらいが来て我々のところは、富岡と邑楽だったかな、ざつくばらんに話ができて、いろいろな話が出てくるのですね。我々のところは6月が交代の時期になっているのですけども、必ずしもそうではないということが分かったりするのですね。意外と桐生市とは近いのですが、交流というのがないので、みどり市だったら桐生市と交流す

る場が持てると、もっと良いかなという思いもあります。

(林事務事業評価委員) 静岡県の話になってしまいますが、静岡県と静岡市と浜松市1県2市の合同の意見交換会をやります。2時間くらいですけど、静岡県と浜松市で毎年1回ずつ教育委員はそれぞれ5人ずつ来て、15人で話をします。そのようなところで、他の自治体の方と個別の問題についての意見を言っていただだけでも、解消されているというところはあると感じます。

(金子委員) 我々は、民意を伝えるという役割を担っている。それで、民意というのは10人いると10人の民意があるような気がするのですね。だから、もちろん自分にも小さいながらも民意があって、10人の話を聞いてどうしようかという会議ができるのが1番良いのだろーと思いますね。大抵の場合は、両サイドに分かれますよね。AさんとBさんがいると、Aさんはこう言うのだけれども、Bさんは全く反対のことを言っている、という立場に立たされることが結構あって、そうすると我々両方の民意を聞いてこの場でどうしようということになって来るのだと思います。そういう意味では、アンテナを相当広げておかないと民意は拾えないのだなと。犬も歩けば棒に当たるみたいな感じで、やはり機会があるごとにそういう話の中に入っていかなければいけないのかなと、私がそういうふうになっているということではなくて、できていないなという反省も含めてですけども。いろいろなところに話題というのはあって、アンテナを広げて置くとか、自分が意識を持っていないと、聞いているのだけれども思いにならないというと、10人いれば10人の思いを分からなければいけないかということ、それも無理な話で、教育委員も5人いますけども、5人もそれぞれ持っているアンテナが違う気がしますので、それぞれが自分の分かる音波を拾い上げてそれが民意だとすれば、それを持ち寄るというような形でしかできないと感じますね。

(委員長) いろいろな話がでましたが、そろそろよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

(委員長) それでは、日程の方に戻ります。

・日程第6 議案第48号 議会の議決を経るべき議案の原案について（平成26年度一般会計予算（補正第6号））

(委員長) 日程第6、議案第48号 議会の議決を経るべき議案の原案について（平成26年度一般会計予算（補正第6号））、を上程いたします。事務局より提案朗読をお願いいたします。

(事務局にて議案朗読)

(委員長) 事務局の朗読が終わりましたので、石原文化財課長より内容説明をお願いいたします。

(文化財課長にて内容説明)

(委員長) 石原課長からの説明が終了しましたので、ただいまの説明に対し、何かご質疑がございますか。

(委員長) ご質疑がないようでしたら、質疑を打ち切りお諮りいたします。日程第6、議案第48号 議会の議決を経るべき議案の原案について（平成26年度一般会計予算（補正第6号））、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

賛成委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

(委員長) 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。

・日程第7 議案第49号 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について

(委員長) 日程第7、議案第49号 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について、を上程いたします。事務局より提案朗読をお願いいたします。

(事務局にて議案朗読)

(委員長) 先ほど石井教育総務課長補佐からの説明が終了しましたので、ただいまの説明に対し、何かご質疑がございますか。

(教育長) 10、11ページを開けていただいて、お知恵をお借りしたいというところですが、梶沢先生の1番2番と林先生がご指摘をいただいている丸の2つ目というところは、ある意味で同じことを指摘されていると思いながら見ているのですが、我々は事業評価でAが出ていけば良し、というふうな見方をして作っていたり、そうなるようにという形でできているのですが、A評価やB評価の成果が上がっているという見方もあれば、だとすると次の課題がどこから持ち出すのか、どこに課題を見出していくのか、というふうなところもあり、確かにこれが市民の皆さんの目に触れていくと、こちらとするとAだからいいですよ、ということだけど何の課題はないのか、という視点も出てくる可能性もある。これが全部C、Dだと何をしていったのかというふうなところもあるので、市民の皆さんに今後公表して行き、正しくこれらの意図を取っていただくということから考えていったときに、このあたりの話し方を少し考えていかなければならないと思っているところが1点あります。そんなところが、少し皆さんがご覧になって、私の場合については、どちらかというと事務局よりの視点で出てきたものをシートにして、正しく評価したものをとにかくペーパーにしよう、という視点で作ってきましたので、やはりこの視点が欠けていたかなというところがあるものですから、皆さんが見たときにどうかなというご意見がいただければと思います。

(松崎委員) 課題というのは、一番大事なのだらうなと感じます。この前のいじめ防止子ども会議のときに一番感心したのが、それぞれの発表の中で課題をきちっとこういうことを取り組んでいます、という話の中で各学校の発表で、必ず課題という、これがあるから深められるという、その部分が大事だと思うのですけど。一般の市民の人が教育委員会はどういうことをどうい

うふうにやっているのかというふうに見て、基本方針の中で、情報発信を積極的に行い、市民に開かれた教育委員会運営に努めます、という教育基本方針と形に表すとすると、どういう形で教育委員会は、こういうことをやっています、という情報発信の中で、市民が聞きたいことというのは、どういうことをやって、その中の課題とは何なのみたいな部分だと思うのですね。それを分かりやすく情報発信するというのは、情報発信をこちらにはしているつもりでもなかなか届いていないというのが、現状でしょうか。どういうふうな形で分かりやすくするかというのは、今のみどり市の課題なのかな、というふうな気がしています。その辺の発信の形というか、何か考えていくと今まで伝わらなかったものが伝わるのではないかなという気がしますね。

(教育長) 評価シートの中で、A、B、Cというところがありますが、今後の課題と改善に向けた方向性というふうなところに書き込んではあるのですね。ただこの辺の書き込みで、市民の皆さんが分かるかという、例えば24ページ今Bであるというふうな形のところでいって、ここはBですからまだまだ求めていける方向はあるというふうなところが、ある部分の中で課題が書いてあると、当然学級経営充実事業ということで、スクールカウンセラーを配置したりというところで、関わってくるところですけども、まだまだここについては、課題というふうなものは尽きないというところなのです。評価はBだけれども、課題はまだまだあるというふうな見え方、内容とすればそういうふうになるのだろうなと思っているのですが、その辺の見せ方が、こちらの捉えるスタンスというものをどういうふうにしていくと誤解なく伝わるかなと思います。

(山同委員) 評価シートを見て四角の表のところが目に入りますが、一般的に考えたときに、この四角の中のバランスの低いところが、課題なのかなという捉え方をするのはのではないかなと思いますけど、数値の低いところというのですかね。そこと今後の課題というのが、少し共通点があると納得が

いくのかなという感じがするのですけれども。

(教育長) 林先生がご指摘をいただいたところの中に、やはりそこは書かれているのですが、丸の5番目のところで、なぜそうなるのかという説明がないという、まさしくこのあたりがそこにあたるのだろうなと思っているのですね。もしかすると成果という書き方だとか、課題だとかという書き方のところがもう少し端的に、市民目線でこれだけ長い文章と難しい字が入っていると多分読まないだろうということがあるとすれば、成果とすると簡単にいうと この成果はこれだと、それで次の課題だとすれば、これだというようなものが見せ方としてあれば、もう少し分かりやすいのかなというところでしょうか。

(林事務事業評価委員) やはり評価書を作るときにとっても難しい問題でして、昨年私の方から提出させていただいた意見を反映させていただいて、文章化させていただいて見やすくなったということが素晴らしいなと思います。1番難しいなと思うところは、評価をどのような結果にするかということなのですが、1つの方法としては、あらかじめ明確にしておくということです。例えば、教育調査であれば全国学習状況調査のうち全国平均を上回った科目の数の割合とかを設定しておいて、パーセンテージを上回ったか、上回ってないかで。そうすれば、なぜCになるのかBになるのかという説明は、事前に説明する基準を作っておいて、そうするとシンプルな形で示すことができます。今回の場合は必要性、有効性、経済・効率、正確・信頼の4つの観点から指標を行っているようですが、やはりそれぞれに厳密にいうと何でこうなのですか、と問われてしまう。これはこれで基準の採点になるという一方で、見やすくするということが返って苦しくなってくるところもあります。

(金子委員) 今回DとEが無かったということなのですから、DとEが出てくるためには、評点2点以下が評価項目の中に入っていなければ、3点以上だとC以上になりますから、そういう状況がおきているということですね。

原則的には、必要性のないものまでやらないとすれば、2点以下は普通なのだろうと思うのですが、全体的に今回の評価では経済性とか、正確性のところが3点以上キープしているという現状になっているのですね。ですからこの評価方式だとなかなかD、Eが出てくるというのは難しいと思います。事業ごとに見ますとAでも課題というのは、事業ごとにはあるのですね。それをうまく表現できる仕組みを考えないといけない。この表だけでいくと林先生が言われるように反省点が無かったということに繋がってしまうので、そこら辺に、もうひと工夫がいるのかなという感じもします。

(委員長) 他にご質疑がないようでしたら、質疑を打ち切りお諮りいたします。日程第7、議案第49号 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。賛成委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

(委員長) 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。

・日程第8 議案第50号 地方教育行政に組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について

(委員長) 日程第8、議案第50号 地方教育行政に組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について、を上程いたします。事務局より提案朗読をお願いいたします。

(事務局にて議案朗読)

(委員長) 事務局の朗読が終わりましたので、田村教育総務課長より内容説明をお願いいたします。

(教育総務課長にて内容説明)

(委員長) 田村課長からの説明が終了しましたので、ただいまの説明に対し、何かご質疑がございますか。

(松崎委員) 経過措置に対して説明をお願いします。

(教育総務課長) 現在教育長におかれまして、引き続き教育長として在職する間は、
前の規則が適用されるという内容です。

(松崎委員) それはいつまでということですか。

(教育総務課長) 現の教育長が教育長をしている間ということです。

(金子委員) そうすると経過措置でみどり市としては、いくということですね。経過措置を例えば、桐生市や伊勢崎市の教育長が代わって、新しい制度に変わっていくということが起きてくわけですが、そうしたときに混在するということでは、委員長がいるところと委員長がいなくなってしまうところが出てくる。そうするとやりにくい部分も想定されますよね。そうしたときに、経過措置は維持しなければいけないものか。あるいは、新制度にいくよというふうに移行することができるものなのか、お伺いしたいのですが。

(林事務事業評価委員) 長野県が3月31日付で辞めます。もう1回同じ人が任用されて旧教育長から新教育長に変わります。ルールとしては、法律に基づいて設定されているものなので、教育長の任期あるいは、在職期間に連動するという形で規則は変えないという形になると思います。

(委員長) 他にご質疑がないようでしたら、質疑を打ち切りお諮りいたします。日程第8、議案第50号 地方教育行政に組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。
賛成委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

(委員長) 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。

・日程第9 議案第51号 平成26年度みどり市教育委員会表彰候補者の決定について

(委員長) 日程第9、議案第51号 平成26年度みどり市教育委員会表彰候補者の決定について、を上程いたします。事務局より提案朗読をお願いいたします。

(事務局にて議案朗読)

(委員長) 事務局の朗読が終わりましたので、田村教育総務課長より内容説明をお願いいたします。

(教育総務課長にて内容説明)

(委員長) 田村課長からの説明が終了しましたので、ただいまの説明に対し、何かご質問がございますか。

(山同委員) 表彰状と感謝状の違いというのは何でしょうか。

(教育総務課長補佐) みどり市教育委員会表彰規程取扱基準(内規)の中で表彰基準がありまして、教育行政に貢献をしていただいた方に対しては、感謝状という形で表彰します。表彰状という部分につきましては、生涯教育大会がありましたように模範的な方、優秀な成績を収めたものに対する者としては表彰というように分けています。

(委員長) 他にご質問がないようでしたら、質疑を打ち切りお諮りいたします。日程第9、議案第51号 平成26年度みどり市教育委員会表彰候補者の決定について、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。
賛成委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

(委員長) 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。

・日程第10 報告第1号 市長の権限に属する事務の補助執行に関する回答について

(委員長) 日程第10、報告第1号 市長の権限に属する事務の補助執行に関する回答について、を上程いたします。事務局より提案朗読をお願いいたします。

(事務局にて議案朗読)

(委員長) 事務局の朗読が終わりましたので、田村教育総務課長より内容説明をお願いいたします。

(教育総務課長にて内容説明)

(委員長) 田村課長からの説明が終了しましたので、ただいまの説明に対し、何かご質疑がございますか。

(委員長) ご質疑がないようでしたら、質疑を打ち切りお諮りいたします。日程第10、報告第1号 市長の権限に属する事務の補助執行に関する回答について、本案を原案のとおり承認することよろしいでしょうか。
賛成委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

(委員長) 挙手全員ですので、本案は原案のとおり承認することといたします。

(委員長) 追加の報告事項が2つあります。

・追加日程第1 報告第2号 みどり市教育に関する事務の点検及び評価の実施に関する要綱の一部を改正する告示について

(委員長) 追加日程第1、報告第2号 みどり市教育に関する事務の点検及び評価の実施に関する要綱の一部を改正する告示について、を上程いたします。
事務局より提案朗読をお願いいたします。

(事務局にて議案朗読)

(委員長) 事務局の朗読が終わりましたので、田村教育総務課長より内容説明をお願いいたします。

(教育総務課長にて内容説明)

(委員長) 田村課長からの説明が終了しましたので、ただいまの説明に対し、何かご質疑がございますか。

(委員長) ご質疑がないようでしたら、質疑を打ち切りお諮りいたします。追加日程第1、報告第2号 みどり市教育に関する事務の点検及び評価の実施に

関する要綱の一部を改正する告示について、本案を原案のとおり承認することによろしいでしょうか。

賛成委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

(委員長) 挙手全員ですので、本案は原案のとおり承認することといたします。

・追加日程第2 報告第3号 みどり市教育委員会の公印に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

(委員長) 追加日程第2、報告第3号 みどり市教育委員会の公印に関する規程の一部を改正する訓令の制定について、を上程いたします。事務局より提案朗読をお願いいたします。

(事務局にて議案朗読)

(委員長) 事務局の朗読が終わりましたので、田村教育総務課長より内容説明をお願いいたします。

(教育総務課長にて内容説明)

(委員長) 田村課長からの説明が終了しましたので、ただいまの説明に対し、何かご質疑がございますか。

(委員長) ご質疑がないようでしたら、質疑を打ち切りお諮りいたします。追加日程第2、報告第3号 みどり市教育委員会の公印に関する規程の一部を改正する訓令の制定について、本案を原案のとおり承認することによろしいでしょうか。

賛成委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

(委員長) 挙手全員ですので、本案は原案のとおり承認することといたします。

(委員長) 以上をもちまして、本日の教育委員会議の議事をすべて終了いたします。ご苦労様でした。

- ・閉会：午後５時２０分
- ・本委員会の議決の次第は次のとおりである。

議事日程

- ・日程第３：教育長報告について（報告）
- ・日程第４：議案第４６号 平成２６年度みどり市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費の支給認定に関し議決を求めることについて（可決）
- ・日程第５：議案第４７号 平成２６年度末県費負担教職員の管理職人事の内申について（可決）
- ・日程第６：議案第４８号 議会の議決を経るべき議案の原案について（平成２６年度一般会計予算（補正第６号））（可決）
- ・日程第７：議案第４９号 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について（可決）
- ・日程第８：議案第５０号 地方教育行政に組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について（可決）
- ・日程第９：議案第５１号 平成２６年度みどり市教育委員会表彰候補者の決定について（可決）
- ・日程第１０：報告第１号 市長の権限に属する事務の補助執行に関する回答について（承認）
- ・追加日程第１：報告第２号 みどり市教育に関する事務の点検及び評価の実施に関する要綱の一部を改正する告示について（承認）
- ・追加日程第２：報告第３号 みどり市教育委員会の公印に関する規程の一部を改正する訓令の制定について（承認）